

農業委員会議事録

令和元年6月10日
16時00分
3階 第2委員会室

出席農業委員	11名	農地利用最適化推進委員	2名
委員出席者	会長	1番 篠崎 隆、	会長職務代理者 2番 阿部 三千里
	委員	3番 堀田 友紀恵	4番 安武 一明
		5番 松井 和行	6番 吉田 敬二
		7番 石川 賢一	8番 福田 誠
		9番 落石 好紀	10番 笠井 初男
		11番 堺 千賀子	
		農地利用最適化推進委員 岩隈 和重（立花）、落石 廣孝（新宮）	
欠席者	なし		
事務局出席者	竹上課長、高木課長補佐、高野主査		
議 題			
事務局	<p>全員起立、礼、ご着席ください。 総会出席者数13名、農業委員出席者11名、定数に達しておりますので、 只今から6月の農業委員会総会を開会いたします。</p>		
会 長	<p>会長あいさつ 3番堀田委員、4番安武委員議事録押印者任命。 それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p>		
事 務 局	<p>第1号議案農地法第5条の規定による許可申請について説明します。1頁 をご覧ください。 ここで、関係者となる〇〇委員には退席頂きます。 (〇〇委員退席) 1頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況畑、面積1,4 46㎡。所有者〇〇。転用申請者〇〇。転用の目的、資材置場による一時転 用、賃貸借の為。都市計画、調整区域、農振計画、農用地。1筆合計1,4 46㎡についてです。2頁をご覧ください。申請地は、原上公民館から北東に 約400mにある農地です。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁に参考字 図集合図を添付しております。5頁をご覧ください。計画図となります。申請 地は、現在休耕地となっています。切り土、盛り土は行いません。土地の形</p>		

	<p>状を変えず、一時的に資材置き場とします。雨水は現状と同じ経路で町水路へ放流、給水、汚水はありません。6頁が縦横断図となります。近隣への影響はなく、特に問題ありません。なお、〇〇の為の転用となります。2号議案が承認され、事業が完了しましたら、資材を戻し農地に戻します。以上で説明を終わります。</p>
会 長	何か意見はありませんか？
推進委員	転用申請者は〇〇になるのでは？4条申請ではないか？
事務局	転用事業者が〇〇ですので、5条になります。
推進委員	第2号議案との関連とのことだが、同時に受付で良いのか？1号議案がきちんと可決され、〇〇した後に、申請させるのが筋ではないか？
事務局	県との協議のなかで、〇〇する予定としています。
推進委員	第2号議案については、〇〇してから、農業委員会の議案として諮るべきではないか？
推進委員	以前から〇〇の案件。農業委員の中でも引き継ぎが曖昧となっており、地元では、〇〃しており、今回問題解決を図るため転用申請があっている。
推進委員	〇〇については理解できる。〇〇しなければ、〇〇できないのも理解する。ただ〇〇してから、次のステップに進むべきではないか？今回、同時審議し、許可をするのはいかがなものか？
事務局	県には現地確認をしてもらった際に、〇〃しています。〇〃した後に許可をしてもらう予定です。
推進委員	〇〇は、農業委員会できちんと確認する必要がある。県ではなく、新宮町農業委員会が〇〇を確認してはじめて第2号議案の審議ができる。それが農業委員会の仕事であり権威を守ることになるのではないか
〇番委員	農業委員会としては、〇〇ではどうか？〇〃してはどうか？
推進委員	転用自体に問題があるわけではない。〇〇の問題。前例となると問題が残る。〇〃してから進めるようにすべき。
事務局	それでは整理させていただきます。1号議案については、今回審議いただき、可決されれば可決と。2号議案については、〇〃を確認してからということで、今回は留保でよろしいでしょうか。

推進委員	〇〇が確認できれば良い。
会長	<p>〇〇の確認は行いましょう。第2号議案は保留とします。</p> <p>他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法5条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決されました。</p> <p>引き続き報告案件について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>それでは報告案件①について説明します。13頁になります。報告案件、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について説明します。土地の所在〇〇、地目台帳田、現況田、面積1116㎡。所有者住所、〇〇。転用届出者、所有者に同じ。転用目的資材置き場の為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。1筆合計1116㎡についてです。14頁をお開きください。位置図になります。湊公民館から東に約350mとなります。15頁に現況のわかる航空写真を、16頁に参考字図集合図を添付しております。17頁が計画図になります。申請地については、湊井堰の工事改修が計画されており、町が借り受ける計画となっています。土を入れ資材置き場とします。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>何か質問はありませんか？ないようであれば引き続き報告案件について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>18頁になります。報告案件②、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について説明します。土地の所在〇〇、地目台帳山林、現況畑、面積8561㎡。所有者〇〇。転用届出者、所有者に同じ。転用目的駐車場の為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。1筆合計8561㎡についてです。19頁をお開きください。位置図になります。左屋集会所北東に約350mとなります。20頁に現況のわかる航空写真を、21頁に参考字図集合図を添付しております。22頁が計画図になります。申請地については、畑だった場所を駐車場に転用します。申請地は8561㎡ありますが、その内3281㎡を駐車場とします。駐車場については、砂利敷きとし、雨水については浸透処理とします。汚水は発生しません。近隣は自地となっておりますので影響ありません。以上で説明を終わります。</p> <p>何か質問はありませんか？</p>
会長	<p>〇〇はどうなるのか？</p>
4番委員	<p>〇〇となります。</p>
事務局	<p>何か質問はありませんか？ないようであれば引き続き報告案件について、事務局説明願います。</p>

会 長	
事務局	
事務局	<p>24頁になります。報告案件③、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について説明します。土地の所在〇〇、地目台帳田、現況雑種地、面積231㎡。所有者〇〇。転用申請者、〇〇。転用目的、建て売り住宅の為の売買。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。1筆合計231㎡についてです。関連がありますので、報告案件④も説明します。25頁になります。土地の所在〇〇、地目台帳田、現況雑種地、面積241㎡。所有者〇〇。転用申請者、〇〇。転用目的、建て売り住宅の為の売買。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。1筆合計241㎡についてです。26頁をお開きください。位置図になります。湊公民館から東に約300mとなります。27頁に現況のわかる航空写真を、28頁に参考字図集合図を添付しております。29頁が計画図になります。申請地については、戸建て住宅2戸となります。共有道路を出入り口とし、上下水及び雨水排水も共有道路から接続となります。周辺外構は未定ですが、近隣に影響がないよう計画します。セットバック用地が計画されており、詳細については協議中です。開発指導要綱の中で詳細の協議は行われます。</p>
会 長	何か質問等がありませんか？無いようであれば、その他について、事務局説明願います。
事務局	<p>その他について 特になし</p>
事務局	<p>他に何かありませんか？ないようでしたら、次回の日程調整を行います。 (日程調整)</p> <p>それでは、今回は、7月10日(水)、16時00分から開催します。これをもって6月の農業委員会総会を閉会します。</p>
事務局	<p>全員起立、礼、お疲れ様でした。</p>
事務局	<p style="text-align: right;">以上17:25分</p>